判決

平成31年3月 特許庁

デジタル革命により業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、 中小・ベンチャー企業が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大。 せっかく取得した特許で大切な技術を守れるよう、訴訟制度を改善する。 優良な顧客体験が競争力の源泉として重要性を高める中、 デジタル技術を活用したデザイン等の保護や、ブランド構築のため、 意匠制度等を強化する。

2. 意匠制度の拡充

### 1. 特許訴訟制度の充実

## 特許侵害の特殊性

- 侵害が容易(特許は公開、物理的に盗む必要なし)
- 立証が困難(証拠は侵害者側に偏在)
- 侵害を抑止しにくい(刑事事件の起訴なし)
- ⇒「侵害した者勝ち」にならないよう配慮が必要

あ

有無判断

訴訟提起

侵害の有無の審理



# <証拠収集>

# ① 専門家による現地調査 「査証】

裁判所が中立公正な専門家を選定〉 侵害が疑われる者の施設へ立入り

- 製品を分解しても分からない、 **入手できない等の場合**に有効
- 製造方法
- BtoB製品
- プログラム 等
- 要件は厳格に設定
- 侵害行為の立証に必要
- 特許権侵害の蓋然性
- 他の手段では証拠が十分に集まらない
- 相手方の負担が過度にならないこと
- 秘密保護の仕組みを導入
  - 専門家の選定にかかる異議申立て
  - 報告書中の秘密情報の黒塗り
  - 専門家の秘密漏洩に対する刑事罰

【特許法第105条の2等関係】

# ① 保護対象の拡充

【意匠法第2条、第8条の2関係】

#### 物品に記録・表示されていない画像

例1) クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像



例2) 道路に投影された画像



## 建設物の外観・内装デザイン

例3) 内装デザインによるブランド構築 (auショップ池袋西口駅前店)



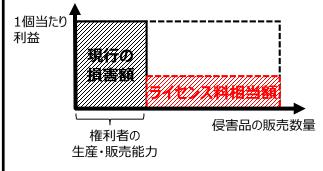
特徴的な形状のテーブルやカウンター等を用い、 それらの特徴が際立つ形で、全体的にオレンジ と白の2色のみによる効果的な色彩を施し、 統一感を実現している点が特徴。

# く損害賠償>

損害額の審理

# ② 権利者の生産・販売能力等を 超える部分の損害を認定

(ライセンス料相当額)



中小・ベンチャー企業にも十分な賠償

## ③ ライセンス料相当額の増額

特許が有効であり侵害されたことが 裁判で認定されたことを 考慮できる旨明記

#### 【特許法第102条関係】

※実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条 においても同様に改正

### ② 関連意匠制度の拡充 【意匠法第10条関係】

- ✓ 長期に亘り、一貫したコンセプトに基づき 開発されたデザインを保護可能とする。
  - 本意匠の出願から10年以内であれば登録可 (これまでは8か月程度)
  - **関連意匠にのみ類似する意匠**であっても登録可

※関連意匠の存続期間は、いずれも 本意匠の出願日から25年(改正後)まで

#### ③ その他 【意匠法第7条、第21条、第38条等関係】

- 意匠権の存続期間を「登録日から20年」から「出願日から25年」にする。
- 複数の意匠を一括して出願できる制度の導入
- √ 模倣品対策

取り締まりを回避する目的で 侵害品を構成部品に分割して 製造・輸入等する行為も 取り締まれるようにする。

ボール部 ( ) ハンドル部

例4) 意匠登録を受けた美容用ローラー

#### 改正後

侵害品を構成するボール部とハンドル部を 分割して製造・輸入等した場合、

一定の要件のもとで、意匠権侵害とみなす。

#### 3. 商標制度の見直し

✓ 公益団体等(自治体、大学等)が 自身を表示する著名な商標について ライセンスを認め、ブランド化を促進

ABC University

例5) ABC大学の商標

ABCUniversity をコップに用いる例

【商標法第31条関係】